

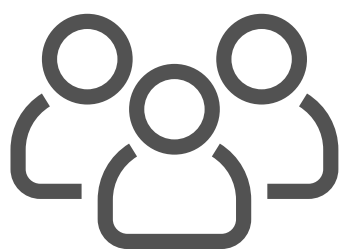
南木曽町新築住宅等 奨励金制度が始まります。

南木曽に
住もう！

南木曽町内への移住定住を図るため、居住用住宅を新築・増改築等などにより取得した世帯に奨励金を交付します。



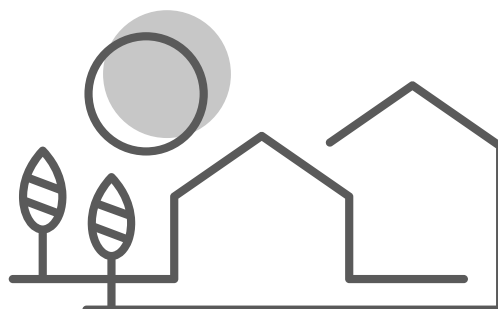
対象者（すべての要件を満たす者）



- (1) 南木曽町に住所を有する者又は住宅取得後に転入しようとする者
- (2) 町内在住又は転入者で5年以上継続して居住する意思のある者
- (3) 住宅取得者でその登記名義人（共有の場合は代表者）である者
- (4) 自治会に加入し、地域の行事に積極的に参加する意思がある者
- (5) 本人及び同一世帯員に町税等の滞納がない者
- (6) 暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有しない者
- (7) 対象住宅が南木曽町内にあること

対象住宅

- (1) 自己の居住を目的として基礎を有するもの
- (2) 居室、台所、便所及び浴室の設備を有するもの
- (3) 課税床面積50平方メートル以上のもの
(併用住宅の場合は課税床面積の2分の1以上を居住の用に供しているもの)
- (4) 取得価格（工事費用の合計額）が
新築・改築の場合1,000万円以上、
購入及び増築の場合500万円以上のもの

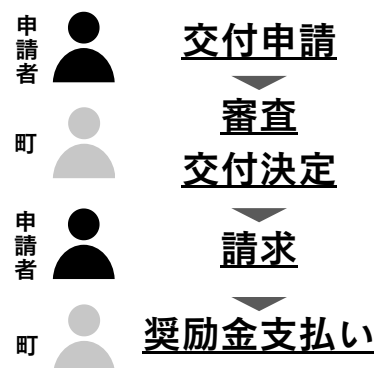


奨励金額

- (1) 基本奨励金…50万円
- (2) 加算奨励金…該当世帯各20万円
 - ① 3世代同居する世帯
 - ② 子育て世帯
 - ③ U・Iターン者のある世帯
 - ④ 新規就業者のある世帯
 - ⑤ 土地取得を伴う世帯
 - ⑥ 町宅地造成事業地を購入した世帯
 - ⑦ 町内に主たる事業所を置く事業者が施工する世帯
 - ⑧ 消防団員に該当する世帯

最大
210万円
助成

申請手続きの流れ



適用開始 令和8年4月1日から

お問い合わせ先

お気軽にご相談ください

南木曽町役場 建設環境課 環境住宅係 TEL:0264-57-2001

